

柔道整復師施術所開設届

概要説明	柔道整復師法第 19 条第 1 項、施行規則第 17 条に基づき、柔道整復師施術所を開設する場合に行う届出書です。
提出書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 柔道整復師施術所開設届（様式第 1 号） 2 構造設備の平面図（待合室、施術室等の区分、各室の床面積、施術室の外気開放面積、窓の位置、換気装置の位置、消毒設備、ベッドの位置を明記のこと。） 3 施術者の資格免許証の写し（原本確認） 4 施術者の顔写真付きの身分証明書の写し（本人確認） 5 開設者が法人の場合は、定款の写し及び登記簿謄本 6 敷地周囲の見取り図 <p>それぞれ 2 部（押印は不要です） （保健所の受付印を押印した物を 1 部お返しします）</p>
受付期間	開設日～開設後 10 日以内 （構造設備基準、広告に関する規制の都合上、工事着工前にご相談ください。）
受付窓口	下関市立下関保健所保健医療政策課
お問い合わせ先	下関市立下関保健所 保健医療政策課 医事薬事係 （〒750-8521 下関市南部町 1 番 1 号） TEL ; (083) 231-1711 FAX ; (083) 231-1376
手数料	—
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施術者の資格免許証の原本確認を実施しますので、原則届出時に全員分お持ちください。 ・ 施術者の本人確認を実施しますので、原則届出時に顔写真付きの身分証明書をお持ちの上、全員ご来庁ください。 ・ 待合室は玄関、通路、棚、施術機器等のスペースを除きます。 ・ 柔道整復師は出張業務のみというものは認められておりせん。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 療養費の受領委任については、中国四国厚生局山口事務所(083-902-3171)へご相談ください。